

職安法改正で、求人申込みの流れが大きく変わる！

ハローワーク求人 募集ルール改正対応研修

平成30年1月1日より、職業安定法が改正され、募集時に明示すべき事項が増えました。採用条件を変更する場合にも、新たにルールができました。

これらの内容を理解せずに採用手続を行っている、採用系助成金を申請しても不支給となるような影響が出ることも予想されています。

特に、次のいずれかに該当する企業の人事担当者は、これらのルールを理解しておく必要があります。

- 求人情報を作成するための就業規則がない企業
- 裁量労働制、固定残業制を採用している企業
- 高めの求人内容で誘って、採用時に条件を下げる企業

日時：1/22(月) 14:00～15:00

場所：Office SUGIYAMA 本社会議室

宮崎市佐土原町下田島20034番地 TEL 0985-36-1418

講師：杉山 晃浩 (Office SUGIYAMA グループ 代表)

対象：顧問先 **限定** 人数：**先着** 6名さま

こちらのQRコードからも
お申込みできます。



緊急開催!!

お申込み FAX または WEB で FAX№ 0985-36-1419

ご興味ある方は、下記□に☑をして、お申し込みください。

希望欄	<input type="checkbox"/> 研修に参加します		<input type="checkbox"/> 採用助成金相談希望 (希望)	
申込者	貴社名		所在地	
	役職		お名前	
	TEL		FAX	
	E-mail			

個人情報に関する取扱いについて／記載されたお客様の情報はセミナー案内・オフィススギヤマグループの事業内容のご案内等、資料の送付に使用します。